



鳥取県公報

平成18年 3月17日(金)
号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令 県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (1) (職員課)	1
--	---

訓 令

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県訓令第1号

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(県の執務時間に関する規程の一部改正)

第1条 県の執務時間に関する規程(昭和44年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、県の執務時間に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、県の執務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例(平成元年3月鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p>

(執務時間の特例)

第3条 交替制による勤務その他特別の勤務が必要な機関の執務時間については、前条の規定にかかわらず、各機関の長が別に定めることができる。

(執務時間の特例)

第3条 現業その他特別の事務を所掌する機関の執務時間については、各機関の長が知事の承認を得て別に定めることができる。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程(昭和44年鳥取県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>職員の勤務時間及び休憩時間</u>(以下「<u>職員の勤務時間等</u>」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。<u>ただし、緊急かつ公務運営上やむを得ない場合の休憩時間の臨時の変更については、この限りでない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分 から午後5時 30分まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後 1時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各機関の長は、前項本文の規定にかかわらず、窓口における勤務等公務の運営上特に必要がある職員については、<u>休憩時間を別に定めることができる。</u></p> <p>3 各機関の長は、前項の規定により休憩時間を別に定めようとするときは、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、<u>あらかじめ、それぞれ当該各号に定める行為を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第13号に掲げる事業及び官公署の事業(同表に掲げる事業を除く。)</u>に該当する機関 <u>総務部長に報告すること。</u></p>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分 から午後5時 30分まで	正午から午後 1時まで	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>職員の勤務時間、休憩時間及び</u><u>休憩時間</u>(以下「<u>職員の勤務時間等</u>」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> <th style="text-align: center;">休息時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分 から午後5時 15分まで</td> <td style="text-align: center;">午後零時15分 から午後1時 まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後零時 15分まで及び午後 5時から午後5時 15分まで</td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	休憩時間	休息時間	午前8時30分 から午後5時 15分まで	午後零時15分 から午後1時 まで	正午から午後零時 15分まで及び午後 5時から午後5時 15分まで
勤務時間	休憩時間										
午前8時30分 から午後5時 30分まで	正午から午後 1時まで										
勤務時間	休憩時間	休息時間									
午前8時30分 から午後5時 15分まで	午後零時15分 から午後1時 まで	正午から午後零時 15分まで及び午後 5時から午後5時 15分まで									

(2) 前号に掲げる機関以外の機関 総務部長の承認を得ること。

(勤務時間等の特例)

第3条 交替制による勤務その他特別の勤務が必要な機関における職員の勤務時間等については、前条第1項本文の規定にかかわらず、各機関の長が総務部長の承認を得て別に定めることができる。

2 前条第1項本文に定める職員の勤務時間等により難しい特別の事由があると認める職員の勤務時間等(前項に規定する職員に係るものを除く。)は、総務部長が別に定める。

3 前条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により定められた休憩時間について準用する。

(勤務時間等の特例)

第3条 現業その他特別の勤務に従事する職員の勤務時間等については、各機関の長が知事の承認を得て別に定めることができる。

2 前条に定める職員の勤務時間等により難しい特別の事由があると認める職員の勤務時間等(前項に規定する職員に係るものを除く。)は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に第2条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する規程第3条第1項の規定に基づき勤務時間等を定められている職員及び当該職員の属する機関の当該職員以外の職員の勤務時間及び休憩時間については、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する規程第3条第1項の規定に基づき総務部長が承認した勤務時間及び休憩時間とみなす。

